第一号イ中「第十四条第一号」を「第十七条第一号」に改め、同号ロ中「第十四条第二号」を「第十七条第二号」に改め、第二号中「第三十二条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第二十二条第一項第三号」を「第二十三条第一項第三号」に、「第十四条第一号」を「第十七条第一号」に、「、同号イ」を「同号イ」に改める。

○厚生労働省農林水産省告示第二号
経済産業省

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、平成十八年一月二十四日付けで認可した両筑平野用水二期事業に関する事業実施計画について、次のように変更を認可したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

一　事業の名称
両筑平野用水二期事業
二　工事施行位置

施設の名称	施設の位置
㈠　水源施設	
1　江川ダム	右岸　福岡県朝倉市江川字蕨原 左岸　福岡県朝倉市江川字カウシキ
2　寺内導水路	福岡県朝倉市
3　三奈木導水路	福岡県朝倉市
㈡　取水施設	
1　女男石頭首工	福岡県朝倉市千手
2　甘木橋頭首工	福岡県朝倉市甘木
㈢　水路	
幹支線水路	福岡県朝倉市、小郡市及び朝倉郡筑前町
㈣　操作設備等	福岡県朝倉市、小郡市及び朝倉郡筑前町

三　事業実施計画の変更の認可の日
平成二十五年五月七日

○農林水産省告示第千六百二十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

「年九厘」を「年一分」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百三十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

「年九厘」を「年一分」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市木ノ川字立石七五七の一（次の図に示す部分に限る。）、七五九の一、七五九の三、七六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、七六二の一、熊野川町九重字和田五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字立石七五七の一（次の図に示す部分に限る。）、七五九の一、七五九の三・七六〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七六二の一、字和田五六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　奈良県宇陀市室生下田口七五七（次の図に示す部分に限る。）、九六六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

室生下田口七五七、九六六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び宇陀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町大字船子字東沢二三六八、二三六九の一、二三六九の二、二三七〇、二三七一の一、二三七一の二、二三七五の二、二三七六から二三七九まで、二三八〇の一、二三八〇の二、二三八三、利根郡みなかみ町布施字上原二一九八の一、二二一五の一（次の図に示す部分に限る。）、二二一九、二二二六の二（次の図に示す部分に限る。）、二二四八、二二四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上原二一九八の一、二二一五の一、二二一九、二二二六の二、二二四八、二二四九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。